

事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金のご案内（令和8年度版）



キャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

当冊子では●印のコースについて取り扱っております。

正社員化支援	正社員化コース	●
	障害者正社員化コース	—
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	●
	賃金規定等共通化コース	●
	賞与・退職金制度導入コース	●
	短時間労働者労働時間延長支援コース	●

・ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

・ 障害者正社員化コースについては、本パンフレットには掲載しておりません。

・ 厚生労働省ホームページ「キャリアアップ助成金」

申請様式や事業主の皆さまからよくある質問についてQ & Aを掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

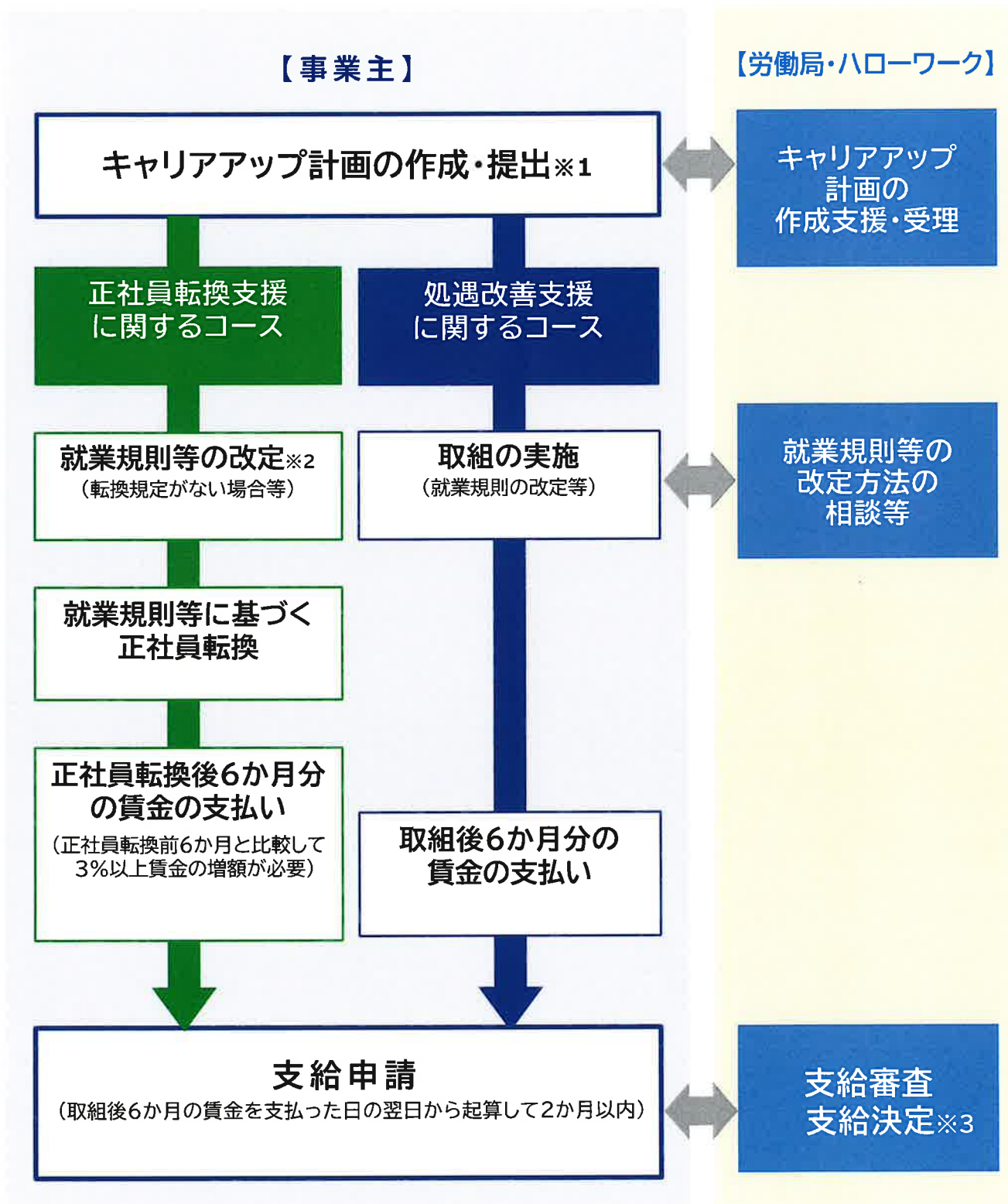
検索



●この助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で運営されています。

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



- ※1 計画の提出・支給申請は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。
- ※2 転換日の6か月以前から「正規雇用労働者と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を受けていること。
- ※3 助成金の支給を受けるためには、後述するコースごとの要件を満たす必要があります。

I-2 キャリアアップ助成金の概要

正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員転換した場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

正社員転換前雇用形態 対象者・企業規模		有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者(※)	中小企業	80万円(40万円×2期)	40万円(20万円×2期)
	大企業	60万円(30万円×2期)	30万円(15万円×2期)
上記以外	中小企業	40万円(40万円×1期)	20万円(20万円×1期)
	大企業	30万円(30万円×1期)	15万円(15万円×1期)

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

※重点支援対象者とは、a～cのいずれかに該当する者

a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者

b:雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者

①雇入れの日の前日から起算して、過去5年間に正規雇用労働者であった期間が合計1年以下

②雇入れの日の前日から起算して、過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない

c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者

※雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者は無期雇用労働者とみなします。aには該当しません。

2 加算額

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ)	20万円(大企業15万円)
② 多様な正社員制度(※)を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合(1事業所当たり1回のみ) ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円(大企業30万円)
③ 正規雇用労働者への転換等に係る所定の情報を自ら管理するウェブサイトまたは職場情報総合サイト(しょくばらぼ)に公表した場合(1事業所当たり1回のみ)	20万円(大企業15万円)

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	賃金引き上げ率	3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
		4万円	5万円	6.5万円	7万円
中小企業					
大企業		2.6万円	3.3万円	4.3万円	4.6万円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数100名

2 加算額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。

※1事業所当たり1回のみ

措置内容	加算額
職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合	20万円(大企業15万円)
有期雇用労働者等に適用される昇給制度を新たに規定した場合	20万円(大企業15万円)

賃金規定等共通化コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、雇用するすべての有期雇用労働者等に、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成します。

支給額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所当たり1回のみ

企業規模	支給額
中小企業	60万円
大企業	45万円

P.44

賞与・退職金制度導入コース

就業規則または労働協約の定めるところにより、すべての有期雇用労働者等に関して、賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成します。

支給額 1事業所当たりの助成額は以下のとおりです。 ※1事業所当たり1回のみ

企業規模	制度	賞与または退職金制度 いずれかを導入	賞与及び退職金制度 を同時に導入
中小企業		40万円	56万8,000円
大企業		30万円	42万6,000円

※「賞与・退職金」の定義は、P.8をご参照ください。

P.50

短時間労働者労働時間延長支援コース

雇用する短時間労働者に、以下の取組を行った場合に助成します。 ※当分の間の暫定措置

- ・新たに社会保険に加入させるとともに、労働時間の延長等の取組を行った場合（1年目の取組）
- ・1年目の取組後、労働時間の延長またはキャリアアップのための取組を行った場合（2年目の取組）

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

(1) 1年目の取組

企業規模	延長時間 賃金引き 上げ率	5時間以上	4時間以上 5時間未満	3時間以上 4時間未満	2時間以上 3時間未満
		-	5%以上	10%以上	15%以上
小規模企業		50万円			
中小企業		40万円			
大企業		30万円			

(2) 2年目の取組

	a 労働時間をさらに2時間以上延長
	b 基本給をさらに5%以上増加
	c 昇給、賞与もしくは退職金制度の新たな適用
小規模企業	25万円
中小企業	20万円
大企業	15万円

P.54